



島根県報

平成26年6月10日（火）

第2,604号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	3

【公 告】

島根県通送業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	3
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	8

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	8
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	9
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	10

告 示**島根県告示第354号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町上野420、421－1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第355号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町千原1084－1（次の図に示す部分に限る。）、1085－1
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
美郷町千原1084－1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第356号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

松江市島根町野波3621 伊達秀春

〃 野井269 村上 俊

〃 加賀75-1 品川定弘

(2) 加入区

島根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

島根県通送業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成26年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県通送業務

(2) 仕様

別に定める「島根県通送業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間**ア 契約期間**

契約の締結日から平成29年9月30日まで

イ 通送業務期間

平成26年9月30日から平成29年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

165,942,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定に基づき定められた内国郵便約款により行う郵便の役務を提供できること、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する特定信書便事業者であり、同法第2条第7項第1号に定める特定信書便役務を提供できること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条第1項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

キ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

コ この提案協議に参加する共同企業体の構成員でないこと。

サ 特定信書便事業者にあつては、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までに、特定信書便役務に係る契約を締結し、12月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ウ) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが、(1)のアからケの全ての要件を満たすこと。
- エ 共同企業体の代表者が特定信書便事業者である場合は、(1)のサの要件を満たすこと。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

平成26年6月10日（火）から同年7月4日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。また、平成26年7月4日（金）は、午後3時までとする。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務部総務事務センター総務グループ

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付票に必要な事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社等概要書又は経歴書 1部（特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務に係る契約書の写し又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

キ 担当者届 1部

ク 役員等名簿 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年7月4日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター総務グループ

電話 0852-22-5986 ファクシミリ 0852-22-6163

電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp

※持参の場合は、3の(1)のイの提案競技説明書の配布場所に持参すること。

(4) 提案協議参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成26年7月11日（金）付けで、郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問票

(1) 質問票の提出

質問は、質問提出期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより受け付ける。

(2) 質問提出期限

平成26年6月24日（火）午後5時まで

(3) 提出先

4の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年6月27日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 10部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年7月22日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

ウ 提出先

4の(3)に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県通送業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

- ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。
- イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。
- ウ 評価視点（評価項目）は、次のとおりとする。

- (ア) 安全性・確実性
- (イ) 効率性
- (ウ) 費用

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

平成26年7月23日（水）に電話又は電子メールで通知する。

(5) 第2次審査の実施について

平成26年7月下旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- 11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）
- 【郵送の場合】
- 郵便番号690-8501
- 松江市殿町1番地 島根県総務部総務事務センター総務グループ
- 電話 0852-22-5986
- ファクシミリ 0852-22-6163
- 電子メール somujimu@pref.shimane.lg.jp
- 【持参の場合】
- 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
- 島根県総務部総務事務センター総務グループ

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Forwarding Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m 22 July 2014
- (3) For further details contact : General Affairs Administration Center
- 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
- TEL : 0852-22-5986

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市黒井田町字鳥打296番4の一部、299番3の一部、300番1の一部、690番1の一部、690番2の一部、690番3の一部、691番の一部、692番の一部、2004番の一部、同町字刈畑685番1の一部、686番の一部、1896番6の一部、1896番7の一部、1896番8、同町字浦ヶ部1855番5の一部

面積 2,793.05平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市黒井田町691番地

秦精工株式会社

代表取締役 秦 康人

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年6月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
坪内涼二後援会	藤田 貴子	坪内 豊	江津市浅利町1297-3

島根県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年6月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党布施村支部	会計責任者	山口 泰弘	山口 賀久
	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町布施377-1	隠岐郡隠岐の島町布施433
自由民主党弥栄支部	代表者	串崎 利行	美浦 美樹
	会計責任者	島本 鎌利	栗栖 一雄
	主たる事務所の所在地	浜田市弥栄町稲代137	浜田市弥栄町木都賀イ854

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
川田つよし後援会	代表者	石川 慎吾	渡辺 利生
しまだ豊昭後援会	会計責任者	大櫃 康之	岩田 真二
清水勝後援会	代表者	楫 義行	大野 進
	会計責任者	熱田 幸隆	楫 義行
新社会党島根県本部	代表者	福原 武	濱崎 忠晃
	会計責任者	白井 秀雄	福原 武
	主たる事務所の所在地	鹿足郡吉賀町六日市780-2	松江市春日町1-5
角ともこ後援会（とまちゃんクラブ）	会計責任者	中川 博子	持田 幸子
組織内議員等後援会	代表者	佐川 敬一	岩田 真二
はつらつ島根をつくる会	会計責任者	中川 博子	持田 幸子

島根県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年6月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
青木かつや後援会	平成26年4月30日
森山洋平後援会	平成26年4月25日